

## 公益財団法人世界人権問題研究センター公的研究費監査規程

### (目的)

第1条 本規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づき、公益財団法人世界人権問題研究センター（以下「この法人」という。）における公的研究費にかかわる業務運営及び会計処理に関する内部監査（以下「監査」という。）等の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において、「公的研究費」とは、文部科学省・日本学術振興会等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

### (会計単位の分離)

第3条 本法人に配分された公的研究費の会計は、この法人の他の会計から独立したものとする。

### (監査の体制)

第4条 この法人に配分された公的研究費にかかわる監査については、理事長が任命する監査担当者がこれを担当する。

2 監査担当者は、本法人に配分された公的研究費の執行に一切関与しない者でなければならない。

### (監査の実施)

第5条 監査担当者は、公益財団法人世界人権問題研究センター監事監査規程（以下、「監事監査規程」という。）第6条の監査事項をはじめ、公的研究費の監査を行うために必要と認められるこの法人のあらゆる書類について、これを閲覧することができる。なお、このことは監事監査規程に基づき監事が行う監査を妨げるものではない。

2 監査担当者は、監事やコンプライアンス推進委員会等との連携を強化し、モニタリングを含むチェック体制の検証等、効率的、効果的かつ多角的な監査の実施につとめなければならない。

### (監査報告)

第6条 監査担当者は、監査報告書を理事長に提出する。

### (改善等の指示)

第7条 理事長は、監査により改善等の措置が必要と認めるときは、監査対象者に対して業務改善等の指示を行う。

2 監査対象者は、業務改善等の指示を受けた場合、書面をもってその改善結果を理事長に報告しなければならない。

(監査担当者の解任)

第8条 監査担当者が次のいずれかに該当するときは、理事長は監査担当者を解任することができる。

- (1) 法令・規程・指針等にかかわる重大な違反があったとき。
- (2) 職務上の義務に違反したとき、又は職務を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき、又はこれに堪えないとき。

(外部監査)

第9条 理事長が必要と認めた場合、理事長が委嘱した第三者（弁護士・公認会計士・税理士等）による外部監査を実施することができる。

2 外部監査の実施、報告等については監事監査規程及び本規程を準用するものとする。

附則

本規程は、平成28年6月6日から施行する。